

四 癸 用 等

二 一
の法發号名
條律行稱
項及の及
び根ひ
そ拠記

○財務省告示第二百二十三号
政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省
令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、平成
二十五年六月三日に発行した政府短期証券の發行
条件等を次のとおり告示する。
平成二十五年七月四日
財務大臣臨時代理
国務大臣 甘利 明

八	七	六	五		
ロイ		ロイ		ロイ	
最	払	発	方募		
低行争非者特国入価込	行争非者特国入価	行争非者特国	入価法入		
額入価・別債札格金	入価・別債札格行	入価・別債	札格決		
面札格第参市発競金	札格第参市発競	札格第参市	発競定		
金発競I加場行争額	発競I加場行争額	発競I加場	行争の		
千萬円	万四十五	額億額	込募各當も各	価一を	
	四千四兆	面二面	み限國ての申	格國定	
	千五万二	金千金	の度債るか込	競債め	
	二百三千	額万額	応額市。らみ	争市る	
	百二千八	で円で	募の場その	入場も	
	円十五百	四五	額範特のう	札特の	
	一百六	千兆	を囲別応ち	發別に	
	億円十	五二	割内參募応	行參よ	
	千七	百千	りに加額募	一加る	
	四億	二七八	当お者を価	と者發	
	百千	百	ていご順格	い・行	
	五八	二十二	るてと次の	う第へ	
	十百	七	。各の割高	。I以	
	十三	一億円	申応りい	非下	

